

「いじめ防止基本方針」

杉並区立泉南中学校

1、いじめ防止の基本的な考え方

(1) いじめを許さない学校をつくる

- *生徒は、どんな理由があっても絶対にいじめを行ってはいけない。
- *いじめに対して見て見ぬふりをしてはいけない。
- *いじめをやめさせたり、相談や通報をしたりすることは勇気ある正しい行いであることを理解する。

(2) いじめ防止のための学校の責務

- *自校の課題を把握し、教職員の常識を高め、組織として問題に取り組むことを常に心がける。

(3) いじめ防止における教職員の役割

- *いじめが発見された際は、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の成長を促す教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- *生徒にとって安心、安全な学校を作り、環境整備をする。
- *学校の取組を学校だよりやホームページに掲載して、保護者や地域住民にも発信する。

2、いじめ防止に取り組む校内体制

*いじめ防止委員会は運営委員会がその役割を負い、週1回開催する。

校長・副校長・生活指導主任・教務主任・各学年主任

*いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応のため、警察(スクールサポーター)等の関係機関との連携を図る。

3、いじめ防止のための取組

【未然防止】

- ・「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」という学校・学級の風土を作る。
- ・充実した学校生活を送ることができるように、わかる授業づくりや活躍の場を生徒全員に与えることによって、将来の夢や目標をもつ生徒を増やす。
- ・道徳教育・人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進によるいじめをしない態度を育成する。
- ・人間関係作り(コミュニケーション能力)を促すためにソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターなど、校内に温かい人間関係を構築できるような学級活動を取り入れる。
- ・生徒会による泉南しぐさの推進やいじめについて考える放課後討論会など生徒の自主的な活動を推進する。
- ・「SNS 東京ルール」に基づく「学校ルール」「家庭ルール」作りに取り組み、情報モラルを身に付ける。

- ・年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、生徒にいじめについての正しい理解を促す。
- ・年3回以上の校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。

【早期発見】

- ・「いじめアンケート」を定期的に行い早期にいじめの実態を把握すると共に教育相談を充実させ、生徒がいじめを訴えやすい体制の整備を行う。
- ・保健室、相談室が利用しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・スクールカウンセラーによる全員面談を実施し、関係作りをする。(1年生)
- ・いじめに限らず、教員を頼ることができる人間関係を日々の生活の中で構築していく。
- ・生徒に対し複数の教員によるきめ細やかな観察を行うと声掛けを行う。
- ・保護者や地域から情報を収集し、全教職員に情報の共有を行う。
- ・教育相談コーディネーターが保護者や地域、関係機関との連携やSCとの相談・面談等の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能をより充実させる。

【いじめが疑われる情報があった時】

- ・すぐに会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有を行い、関係のある生徒への事実関係の聞き取り、指導や支援の体制、対応の方針を決定する。保護者との連携及び対応を組織的に実施する。
- ・いじめられた生徒、及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめを許さない毅然とした態度により、いじめた生徒への指導を徹底する。
- ・事案に応じて保護者会の開催などにより、保護者と情報を共有する。
- ・犯罪行為としての懸念がある事案については警察に相談する。
- ・いじめの解決後も経過を丁寧に観察し、定期的な声掛けと確認を行う。
- ・SNSを通じて行われるいじめについては、特に保護者との情報共有を徹底し、再発防止に向けて連携する。
- ・関係機関、専門家と連携する。

例： スクールサポーターへの相談

- ・学校が加害生徒に指導する際の助言
- ・いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催
- ・加害生徒への注意指導、説諭